

BDO Asia - Japan Desk Newsletter

January 2021 No.16



はじめに	Page 2
【シンガポール】 関連者間金銭貸借取引の移転価格文書化義務	Page 3
【香港】 産前産後休暇(Maternity Leave)の改正	Page 4
【インドネシア】 入国規制及び印紙税法の改正について	Page 5
【ベトナム】 2020年度経済統計と2021年成長率予測	Page 6
【タイ】 タイ国投資委員会(BOI)の概要	Page 7
【日本】 グループ通算制度の導入(法人税法)	Page 8

はじめに

BDOは世界第5位の会計事務所ネットワークファームであり、現在、世界167の国・地域に1,658のオフィスを展開し、グループ全体として現在8.8万人を超えるパートナー・スタッフを擁しています。BDOでは監査業務を中心に、税務業務・アドバイザリー業務・アウトソーシング業務（記帳代行業務、給与計算代行業務、支払代行業務等）を世界各国において高水準にて提供しております。BDOインターナショナルの詳細についてはウェブサイトをご覧ください。<https://www.bdo.global/en-gb/home>

日本においては、BDO Japan株式会社のもと、BDO三優監査法人、BDO税理士法人、BDO社会保険労務士法人等のメンバーファームを有しており、日本全体で300名を超えるメンバーを擁する中規模会計事務所のリーディング・ファームとなっております。日本においても、監査業務を中心に、税務業務・アドバイザリー業務・アウトソーシング業務等のプロフェッショナル・サービスを日本企業及び外国企業に対して提供しています。

一方、アジア地域においては、現在シンガポール・香港・インドネシア・ベトナム・タイに日本人スタッフが常駐しており、日系企業による海外進出をサポートしております。各国のメンバーファームでは、会社設立から記帳代行、給与計算代行、支払代行、監査、税務、M&A、コンサルティング、清算等、幅広いサービスを日系企業に対してワンストップ・サービスにて提供しています。

BDOのジャパングラスの強みは、各国ジャパングラスメンバーの対応業務範囲の広さと、BDO Japan株式会社を中心としたネットワークの繋がりの強さであります。BDOジャパングラスのメンバーが中心となって四半期ごとに日本語でのニュースレターを配信しています。ニュースレターでは各国における会計・税務等の最新情報をお届けしています。

2021年1月号では、各国の税制や経済情勢、税法の改正などの最新情報を皆様にご提供しております。本稿のより詳細な情報をご入用の際には、各国のジャパングラスメンバーまで直接お問合せ頂くか、BDO Japanのメンバーまでお気軽にお問い合わせください。

SINGAPORE – 関連者間金銭貸借取引の移転価格文書化義務

COVID-19の影響もあり、関連者間金銭貸借取引についてのお問合せが増加しています。本号では、シンガポールにおける、関連者間金銭貸借取引についての移転価格文書化義務について、改めて整理をしたいと思います。

1. 移転価格文書化義務

シンガポールでは、以下のいずれかの条件を満たす場合は、所得税法第34条Fに基づき、移転価格文書を準備しなければならないとされています。

- 総収入がS\$10百万（約7億8000万円）を超える場合。または
- 前年度に、所得税法第34条Fに基づく移転価格文書作成義務があった場合

ただし、下記の場合は、移転価格文書の作成が免除されます。

- 対象年度を含め3期連続して総収入がS\$10百万（約7億8000万円）以下
- シンガポール国内の関連者取引で、同じ法人税率が適用されている法人間の取引（金銭貸付取引を除く）
- 国内の関連者間金銭貸付取引
- Indicative Margin（後述）が適用される関連者間金銭貸付取引
- 5%のコストマークアップが認められているルーチン・サポートサービス
- すでにAPA（事前確認制度）の対象となっている関連者間取引
- 閾値を超えない関連者間取引。閾値は、販売・仕入・金銭貸借取引はS\$15百万（約11億7000万円）、役務提供や保証取引等その他の取引につきS\$1百万（約7800万円）である。

2. Indicative Margin とは

Indicative Margin とは、2017年に導入されたもので、IRASによって毎年更新されます。

具体的には、一件あたりS\$15百万を超えない関連者間の金銭貸借取引の金利について、基準となる市場金利にこのIndicative Marginを上乗せした金利を適用している場合には、移転価格文書の作成免除が認められます。

2021年のIndicative Marginは2.75%です。なお、Indicative Margin の変遷は下記の通りです。

下記期間に実行された関連者間取引	Indicative margin
2017年1月1日～2017年12月31日	+ 250 bps (2.50%)
2018年1月1日～2018年12月31日	+ 175 bps (1.75%)
2019年1月1日～2019年12月31日	+ 175 bps (1.75%)
2020年1月1日～2020年12月31日	+ 200 bps (2.00%)
2021年1月1日～2021年12月31日	+ 275 bps (2.75%)

HONG KONG – 産前産後休暇（Maternity Leave）の改正

今回は香港の産前産後休暇の改正について記載します。

1. 本改正の施行日（効力発行日）

香港政府は雇用条例（日本でいう労働基準法に相当）で定める産前産後休暇の期間延長等を発表し、2020年12月11日より施行しました。

2. 休暇期間の拡大および手当の支給について

改正前から、継続的契約に基づき40週間以上雇用されているなど、一定の条件を満たす従業員は、従来より10週間の産前産後休暇を取得することができました。

本改正ではこの休暇の期間が14週に拡大されました。日本でも産前の休暇が6週間、産後の休暇が8週間の計14週間ですので、香港と日本で同じ日数となりました。

しかし、休暇取得期間の手当支給については、香港と日本で取り扱いが異なり、香港では雇用条例上定められた義務にしたがって、雇用主は産前産後休暇の初日から直前12カ月間の平均日給の80%を手当の支給を毎月の給料支払日に従業員へ支払うこととなります。今回の改正で延長された4週間分については、月給80,000香港ドルを上限（香港の出産をする女性の99%をカバーしているといわれています）に、同様の計算結果に基づいた手当の支給をしなければなりません。

なお、雇用主は延長された4週間分の手当について、政府に対し援助を申請することができます（4週間分の手当は香港政府が援助する）。

3. その他の改正事項

定義をあいにく流産をしてしまった従業員にも本休暇をより取得できるように、雇用条例で定めている“流産”の、妊娠から28週目以降の胎児死亡から24週目以降としました。

また、妊娠中の従業員が妊娠に関する健康診断のために医療機関へ出向く場合、有給休暇をより取得しやすくするために、医師等の専門家が発行する出席証明書（A certificate of attendance）を入手して、従業員がこれを雇用主へ提出すれば、病気休暇（Sickness allowance）を取得できるようになりました。言い換えれば、病気休暇取得のための証拠書類として、本出席証明書が加わったこととなります。

4. 罰則

なお、雇用主が従業員に産前産後休暇を与えない、もしくは、産前産後手当を与えない・支給しない場合、罰金の対象となります。

INDONESIA – 入国規制及び印紙税法の改正について

■入国規制について

インドネシア政府は海外でのCOVID-19変異種の発生及び感染拡大に対応するため、一部の例外を除いて外国人の入国を一時的に停止する措置(2020年第4号)を発表しました。当初本措置適用期間は2021年1月1日から14日まででしたが、感染収束の兆しが見えないため1月25日まで延長するインドネシア政府は発表致しました。現在の措置は1月25日までですが、感染収束が認められない場合、さらなる延長も想定されます。

本措置の概要は以下の通りとなります。

- 一時滞在許可 (ITAS) 保持者や定住許可(ITAP)保持者、外交公用滞在者を除き、トランジットも含めた全ての外国人の入国を一時的に停止
- 本措置期間中に入国する外国人は、インドネシア入国3日前(3×24時間)までのPCR検査陰性証明書を持参する必要がある
- 入国時にPCR検査を受ける必要がある。さらに政府指定宿泊施設で5日間の隔離を実施後に再度PCR検査を実施し、陰性であった場合移動が可能となる。但し9日間は自主隔離を求められる
- 外国人はPCR検査及び宿泊施設のコストを全額自己負担しなければならない

インドネシアにおける規制は予告なく変更されることがあるため、インドネシアへ渡航される場合は、事前に在インドネシア日本大使館等に最新情報を確認した上で渡航されることをお勧め致します。

なお、インドネシア政府は1月11日にSinovac Biotech社製COVID-19ワクチンの緊急使用許可を出しました。それを受け政府は13日から予防接種を開始しており、ジョコ・ウィドド大統領が同国で最初にワクチン接種を受けました。インドネシア政府は、今後12ヶ月以内に総人口の約7割にあたる約1億8000万人への投与を目標としています。

■印紙税法の改正について

改正された印紙税法(法律2020年10号)が2020年10月26日に公布、2021年1月1日に発効されました。これに伴い旧印紙税法(法律1985年13号)は取り消されました。

新印紙税法の発効により大きく変更になった点は印紙の額が、従来のIDR3,000またはIDR6,000の2種類からIDR 10,000のみになったことです。但し2021年については経過措置として、IDR3,000とIDR6,000の印紙をそれぞれ使用すること(合計IDR 9,000)でIDR 10,000印紙の代用とすることが認められています。

印紙貼付が必要な書類には下記が挙げられます。

- 契約書、公正証書
- 有価証券、株式取引関係書類
- 金銭の受領などIDR 5,000,000を超える金額を記載する文書
- ステートメントレター
- 裁判所で証拠として使用する文書

また印紙の形式としては従来からの収入印紙に加えて電子形式の印紙も加えられました。

VIETNAM – 2020年度経済統計と2021年成長率予測

今回は、先般発表されました2020年度のベトナムの各種経済統計を振り返り、各機関が予測する2021年ベトナムGDP成長率や地域別最低賃金情報を以下ご紹介させていただきます。

2020年FDI認可額

ベトナム計画投省海外投資局(FIA)が発表した海外直接投資 (FDI) データによると、2020年海外直接投資の認可額は、推計285億3,010万USドルとなり、2019年の推計380億1,911万USドルから約25%の減少となった。

国別認可額では、1位はシンガポールの89億9,411万USD(約9,350億円)で、全体の31.5%を占め、以下、韓国、中国、日本、台湾、香港、タイと続き、日本は2019年に続き4位であった。

同海外直接投資の年度別データでは、2018年および2017年は日本が1位であった。税務戦略上、シンガポールや香港の拠点経由でベトナム投資を行う日本企業も多く、一概に日本からの投資が減退しているとは言えないが、2019年以降近隣アジア諸国からの大型投資案件の増加が目立つ。

米中貿易摩擦は依然続いており、ベトナムは2021年も中国からの安全な逃避先として、製造業の移転・進出の増加が見込まれる。新型コロナウイルスの収束状況にもよるが、日系企業のベトナム進出は2021年も続いていくものと期待される。

2020年実質GDP成長率2.9%

ベトナム統計総局が発表(2020年12月27日)した2020年のベトナムの実質GDP成長率(推計値)は、2.9%となり、世界中で感染が拡大するCOVID-19の影響下においても、大きく成長率が減退した世界各国と比べ政府の徹底した感染拡大防止策が功を奏し、プラス成長を維持した。新型コロナウイルスのパンデミック前の2019年のGDP成長率は7.0%、2018年は7.1%であり、2021年は再び7%に近いGDP成長に回復することが予測されている。

2021年GDP成長率予測

–ベトナム政府がかかげる本年2021年の実質GDP成長率目標=6.5% (2021年社会・経済発展計画)

–一人当たりGDP年平均3,700USD

–世界銀行「世界経済見通し(GEP)2021年1月版」によるベトナム成長率予測=6.7%

ベトナム在留日本人数(2019年10月1日付公表数)

日本の外務省発表の海外在留邦人数調査統計2020年版によると、ベトナムに在留している日本人の数は、2019年10月1日時点で2万3,148人となり、前年対比4.6%増加し、国別在留日本人数のランキングで前年と同じ14位を維持している。※新型コロナウイルス感染症の影響は次回2021年版に加味される予定

現行地域別月額最低賃金 (2020年1月より継続適用) ※1円/215VND換算

ベトナム政府は例年1月1日付で最低賃金を改定していたが、2021年はCOVID-19禍の状況を鑑み同日付の改定は行わず、2020年の最低賃金を当面維持することとした。

2020年1月より適用最低賃金 (月額)	ベトナムドン	円換算
地域1 (ハノイ、ホーチミン等都市部)	VND 4,420,000	¥20,558
地域2 (ダナン市、バクニン省等)	VND 3,920,000	¥18,233
地域3 (ハナム省等)	VND 3,430,000	¥15,953
地域4 (上記以外)	VND 3,070,000	¥14,279

THAILAND – タイ国投資委員会(BOI)の概要

タイ進出の際に検討すべき項目の一つに、投資委員会(Board of Investment: 通称“BOI”)の恩典利用があります。本号では、BOIの概要について取り上げたいと思います。多岐に渡って細かな規定が定められていますので、申請や運用面でお困りの際は、お気軽にご相談ください。

沿革

- 1966年にBoard of Industrial Investmentとして発足し、1972年にBoard of Investmentへ改称
- 2003年にPrime Minister’s Office（首相府）からMinistry of Industry（産業省）へ移管
- 2014年に再びPrime Minister’s Office（首相府）管轄となる（首相を委員長とし、副首相、工業大臣他で構成）

基準法

- 仏歴2520（1977）年投資奨励法／仏歴2534（1991）年増補改正第2版／仏歴2544（2001）年増補改正第3版／仏歴2560（2017）年増補改正第4版

投資奨励法に基づく恩典

- 奨励証書に記される条件に従うことで、付与される基礎的恩典としては以下のものがある

税制上の恩典	税制外の恩典
機械輸入税の免除・減税	投資機会調査のための外国人の入国許可
原材料輸入関税の減税／研究開発用品の輸入関税免除	外国人技術者・専門家の入国・就労許可
輸出向け製造用原材料及び必要資材の輸入関税免除	土地所有
法人税及び配当金にかかる税金の免除	タイ国外への外貨送金
法人税の50%減税	
輸送費、電気・水道代の2倍控除	
インフラ設置・建設費の25%を通常の減価償却費に追加控除	

7ヵ年投資奨励戦略（2015年～2021年）

- 仏歴2557（2014）年投資委員会布告2/2557号に基づき、2015年1月1日以降提出の申請書に適用されている
- 中所得国の罠（Middle Income Trap)の克服と持続的成長を目指した戦略となっている

恩典区分	概要
基礎的恩典 (Activity-based Incentives)	業種の重要度に基づく恩典分けを採用。国の競争力を向上させる観点から区分けした6種類の業種（高度技術、バリューチェーンにとって重要な裾野産業等）及び、8種類の技術及びイノベーション支援活動（バイオ／ナノテクノロジー・先端材料・デジタル技術等）の区分により、上記の基礎的恩典の付与内容が異なる。一般投資奨励対象業種表で細かい業種毎に付与される業種区分を確認できる。
メリットによる追加恩典 (Merit-based Incentives)	国や産業の発展に対するメリットを生む事業に対し、「競争力向上」、「地方分散」、「工業用地開発」という3つの切り口から、基礎的恩典に追加して減免税恩典を業種別に付与している。

- 免税期間中に生じた欠損は、免税期間終了後の5年間控除可能

JAPAN – グループ通算制度の導入(法人税法)

2020年度の税制改正によって、2022年3月期をもって連結納税制度が廃止され、2021年4月1日開始事業年度からグループ通算制度に移行されることになりました。2002年度に導入された連結納税制度は、税額計算が煩雑、税務調査後の修正・更正に時間がかかり過ぎる、といった指摘があり、損益通算のメリットがあるにもかかわらず、制度を選択していない企業グループも多く存在していました。この点、2020年度の税制改正では、完全支配関係にある企業グループ内における損益通算を可能とする基本的な枠組みを維持しながら、上記問題点を解消するため、抜本的に法改正がなされました。以下では、現状の連結納税制度と比較することで、グループ通算制度の概要を把握するための情報をご紹介します。

項目	連結納税制度	グループ通算制度
基本的な考え方	企業グループ全体を一体として課税 単体納税から連結納税という別の申告制度へ移行するという考え方	基本的に個社は別々のものとみて、単体申告を継続するという考え方
申告方法	グループ全体を一つの納税単位として親法人がまとめて申告	個別申告
強制適用 or 選択適用	選択適用	選択適用
制度の取り止め	原則として不可	原則として不可
対象法人	連結親法人による完全支配関係のある全ての内国法人	通算親法人による完全支配関係のある全ての内国法人
中小判定	連結親法人によってグループ全体を判定	通算グループ内に1社でも中小法人に該当しない法人があれば、全ての法人が中小法人に該当しないことになる
事業年度の統一	連結親法人に統一	通算親法人に統一
地方税	住民税及び事業税は対象にならない	住民税及び事業税は対象にならない
修正・更正の影響	全社で再計算が求められる	当初申告で固定（損益通算等について、通算グループ内各法人への影響を遮断）
グループ内損益通算	グループ内で合算通算を行う	損益振替によって行う
欠損金の持込制限	親法人分は常に引き継ぐが、子会社は原則切り捨て	親法人分も引継制限あり。欠損金の引継可否は組織再編税制との整合性を考慮
加入・開始時取り扱い	原則として、連結子法人の保有している資産に対する時価評価課税が適用され、かつ、連結子法人の保有している繰越欠損金が切り捨てられる	原則として、通算子法人の保有している資産に対する時価評価課税が適用され、かつ、通算子法人の保有している繰越欠損金が切り捨てられる 組織再編税制と整合性を考慮
税務調査	連結親法人に義務	通算親法人、通算子法人ともに義務

BDO Japan

私たちBDO Japanグループは、“企業から信頼されるサービス”をモットーに、企業のビジネス・アンダスタンディングに重点を置いた業務を遂行しております。

BDO Japanグループ

- ▶ 三優監査法人
- ▶ BDO税理士法人
- ▶ BDOアドバイザー(株)
- ▶ (株)BDO人事総合研究所
- ▶ BDO社会保険労務士法人
- ▶ BDOアウトソーシング株式会社
- ▶ BDO行政書士法人

サービス内容

- ▶ 監査・保証
- ▶ 株式上場支援
- ▶ IFRS導入支援
- ▶ システム監査・内部統制評価
- ▶ グローバルサービス
- ▶ 税務サービス
- ▶ 労務・社会保険サービス
- ▶ アウトソーシングサービス
- ▶ ビザグローバルサービス

BDO NETWORK

<https://www.bdo.global/en-gb/home>

5th

世界第5位のグローバルネットワーク

USD 10.3億

2020年度グループ売上高

7.8%増

2020年度グループ売上高

91,054人

全世界従業員

167ヶ国 1,658事務所

2020年 BDO事務所所在地

ジャパンドesk - アジア地区

ジャパンドeskの強みはネットワークの繋がりでです。



HONG KONG

神谷隆行

TAKAYUKI KAMIYA
+852 2218 3791
takayukikamiya@bdo.com.hk



VIETNAM

村上弘介

KOSUKE MURAKAMI
+84 28 39110033
murakamia@bdo.co.vn



THAILAND

水上大輔

DAISUKE MIZUKAMI
+66 2 180 6300
daisuke.mizukami@bdo.th



SINGAPORE

笠井麻友

MAYU KASAI
+65 6828 9118
kasai@bdo.com.sg



SIAMNDONE

前田哲宏

TETSUHIRO MAEDA
+62 815 8454 9671
tmaeda@bdo.co.id

ニュースレターは、各国政府機関等のウェブサイトを利用し、細心の注意を払って作成しておりますが、本ニュースレターでは一般的な項目のみを記載し、また、一般的なガイダンス目的のみで作成しており、特殊な状況等はカバーしておりません。よって、実際に取引や各種申請を行う場合並びに税務申告書を作成・提出する等に際しては、事前に適切な専門家からのアドバイスを受けて下さい。我々は本ニュースレターに依拠することによって生じた損失・損害等については一切責任を負いません。本稿について質問または不明な点等ございましたら、各国ジャパンドeskメンバーまでお問い合わせ下さい。